

第1回広島市・海田町合併研究協議会次第

日時：平成14年(2002年)7月31日(水)
15:00～

場所：広島市議会議事堂4階 全員協議会室

1 開会

2 出席者紹介

3 あいさつ

広島市長

海田町長

広島市議会議長

海田町議会議長

4 役員選任の報告

5 会長及び副会長就任あいさつ

6 議事

(1) 報告事項

報告1 広島市・海田町合併研究協議会規約

報告2 広島市・海田町合併研究協議会事務局設置規程

報告3 広島市・海田町合併研究協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(2) 協議事項

議題1 広島市・海田町合併研究協議会の公開に関する規程(案)

議題2 広島市・海田町合併研究協議会事業計画(案)

議題3 広島市・海田町合併研究協議会予算(案)

(3) その他

7 閉会

広島市・海田町合併研究協議会委員名簿(24名)

平成14年7月31日現在

	職名	氏名	職名	氏名
広島市	市長	秋葉 忠利	議長	平野 博昭
	助役	山田 康	副議長	戸田 満
	収入役	伊藤 利彦	大都市制度推進対策 特別委員会委員長	木山 徳和
	企画総務局長	三宅 吉彦	大都市制度推進対策 特別委員会副委員長	村上 通明
	財政局長	平野 隆	大都市制度推進対策 特別委員会副委員長	若林 新三
	議会事務局長	原田 尚武	総務委員長	熊本 憲三
海田町	町長	加藤 天	議長	河野 道昭
	助役	松岡 修士	副議長	中岡 長一
	収入役	正木 洋	合併問題調査特別委 員会委員長	前田 勝男
	企画部長	中野 潔	議員	住吉 充
	総務部長	上條 正弘	議員	山岡 寛次
			議員	原田 幸治
			議員	齋木 貞暁

第1回広島市・海田町合併研究協議会

資 料

	頁
報告1 広島市・海田町合併研究協議会規約	1
報告2 広島市・海田町合併研究協議会事務局設置規程	3
報告3 広島市・海田町合併研究協議会委員の報酬及び費用弁償に 関する規程	4
議題1 広島市・海田町合併研究協議会の公開に関する規程(案)	5
議題2 広島市・海田町合併研究協議会事業計画(案)	7
資料1 広島市・海田町合併研究協議会における協議事項	8
資料2 広島市・海田町合併研究協議会における協議 スケジュール	9
参考 広島市と海田町の合併に関する想定スケジュール	10
議題3 広島市・海田町合併研究協議会予算(案)	11

日時：平成14年(2002年)7月31日(水)

15:00～

場所：広島市議会議事堂4階 全員協議会室

広島市・海田町合併研究協議会規約

(協議会の目的及び設置)

第1条 広島市及び安芸郡海田町(以下「海田町」という。)は、合併に関する協議を行うため、広島市・海田町合併研究協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

- (1) 合併に係る調査研究に関する事項
- (2) 合併に関する基本的事項
- (3) 合併後の建設計画に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第3条 協議会の事務所は、広島市中区国泰寺町一丁目6番34号広島市役所内に置く。

(組織)

第4条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 広島市及び海田町の長、助役及び収入役
- (2) 広島市及び海田町の議会の議長及び副議長
- (3) 広島市及び海田町の議会の議員のうち、広島市又は海田町の議会の議長がそれぞれ指名した者 若干人
- (4) 広島市及び海田町の長が協議して定めた職員 若干人

2 委員は、非常勤とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 1名
- 監 事 2名

2 役員は、広島市及び海田町の長が協議して、前条第1項の規定により委員となるべき者のうちから、これを選任する。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議の招集)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、広島市及び海田町の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第10条 協議会に必要な経費は、広島市及び海田町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

- 2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成14年7月31日から施行する。

広島市・海田町合併研究協議会事務局設置規程

(趣旨)

第1条 広島市・海田町合併研究協議会規約第9条第3項の規定に基づき、広島市・海田町合併研究協議会(以下「協議会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員等)

第2条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。
- 3 その他の職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第3条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、協議会の会長の決裁を受けなければならない。

- (1) 予算の執行に関すること。
- (2) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び金銭の出納に関すること。
- (4) 照会、回答、調査及び資料の収集に関すること。
- (5) 職員の旅行命令に関すること。
- (6) その他軽易な事項に関すること。

(給与等)

第4条 職員の給与については、当該職員の属する市又は町の負担とする。

- 2 職員の旅費については、広島市職員等の旅費に関する条例(昭和27年広島市条例第17号)の例により、協議会が支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、職員が協議会の職務を行うために広島市及び海田町の区域内の旅行をしたときは、旅費を支給しない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月31日から施行する。

広島市・海田町合併研究協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市・海田町合併研究協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、広島市・海田町合併研究協議会(以下「協議会」という。)の委員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員の報酬は日額11,000円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条に規定する給料又はこれに準ずる手当を受けている委員については、報酬を支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 委員が協議会の職務を行うために旅行したときは、広島市職員等の旅費に関する条例(昭和27年広島市条例第17号)の例により、費用弁償を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する報酬を受け取る委員が、協議会の職務を行うために広島市及び海田町の区域内の旅行をしたときは、費用弁償を支給しない。

(支給方法)

第4条 委員に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、広島市の審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員に対する報酬及び費用弁償条例(昭和28年広島市条例第36号)の例によりこれを行うものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月31日から施行する。

広島市・海田町合併研究協議会の公開に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 広島市・海田町合併研究協議会規約第8条第3項の規定に基づき、広島市・海田町合併研究協議会（以下「協議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 協議会の会議は、これを公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の賛成があるときは、公開しないことができる。

（会議開催の周知）

第3条 協議会は、会議を開催するに当たって、会議の日時、場所等必要事項を記載した会議の開催案内を作成し、原則として会議を開催する日の1週間前までに、これを次の方法により会議を開催する旨の周知を図るものとする。

- (1) 広島市企画総務局広域行政推進室及び海田町企画部広域行政推進課の窓口への備付け
- (2) 広島市及び海田町のホームページへの掲載

（傍聴人の定員）

第4条 傍聴人の定員は、10名とする。ただし、会議室の広さ等に応じ、適宜増員に努めるものとする。

（傍聴手続）

第5条 傍聴の申込みの受付は、会議の当日、会議開始の30分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。

（傍聴することができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合を除く。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(会議要旨の作成及び閲覧)

第9条 協議会は、次に掲げる事項を記載した会議要旨を速やかに作成するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時・場所
- (3) 出席委員氏名
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別(非公開部分がある場合は、その理由)
- (6) 傍聴人の人数
- (7) 会議資料名
- (8) 発言の要旨又は会議の要旨

2 協議会は、作成した会議要旨の内容に正確を期するため、会長の確認を得るものとする。

3 協議会は、作成した会議要旨を、広島市企画総務局広域行政推進室及び海田町企画部広域行政推進課の所定の場所に備え置き、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供するものとする。

附 則

この規程は、平成14年7月31日から施行する。

広島市・海田町合併研究協議会事業計画（案）

1 協議会の開催

広島市と海田町の合併に関する協議事項について協議するため、5回程度を目処に協議会を開催する。

2 合併建設計画素案作成

広島市と海田町の合併に係る建設の基本方針や建設の根幹となるべき事業、財政計画等について素案を作成する。

3 事務事業調査研究

広島市と海田町の事務事業における課題を抽出し、合併後の対応方針の協議・調整を行う。

4 広報用パンフレットの作成

協議会活動について住民理解を深めるために、協議結果の概要を内容としたパンフレットを作成し、広島市及び海田町の住民等に配布する。

5 協議会報告書の作成

協議会における協議結果として、合併後の行政制度及びまちづくりを示す建設計画についての報告書を作成する。

広島市・海田町合併研究協議会における協議事項

- 1 合併建設計画素案の作成 → 合併後の建設計画に関する事項
- (1) 合併市町村の建設の基本方針
 - (2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
 - (3) 公共的施設の統合整備に関する事項
 - (4) 合併市町村の財政計画
- 2 その他の合併協議事項
- (1) 合併の区域及び合併の方式
 - (2) 合併の期日
 - (3) 行政区
 - (4) 慣行の取扱い
 - (5) 財産及び公の施設の取扱い
 - (6) 議会議員の定数及び任期の取扱い
 - (7) 合併後の議会議員の取扱い
 - (8) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
 - (9) 税の取扱い
 - (10) 特別職職員の身分の取扱い
 - (11) 一般職職員の身分の取扱い
 - (12) 行政機関等の設置及び組織の取扱い
 - (13) 条例、規則等の取扱い
 - (14) 一部事務組合、公社等の取扱い
 - (15) 使用料、手数料、負担金等の取扱い
 - (16) 補助金、助成金等の取扱い
 - (17) 町の区域及び名称の取扱い
 - (18) その他事務事業の取扱い
- 合併に関する基本的事項
- 合併に係る調査研究に関する事項
- 〔例：国民健康保険事業、介護保険事業、各種福祉制度、ごみ・し尿処理、水道事業、下水道事業、消防関係など〕

広島市・海田町合併研究協議会における協議スケジュール

時 期	回数 (場所)	協 議 事 項		
		合併建設計画 素案の作成	その他の合併協議事項	その他
平成14年 (2002年) 7月31日	第1回 (広島市)			公開規程 事業計画 予 算
10月上旬	第2回 (海田町)	策定方針	第1回協議	
11月上旬	第3回 (広島市)	基本構想	第2回協議	
11月下旬	第4回 (海田町)	事業計画 財政計画	第3回協議	
12月下旬	第5回 (広島市)	素案完成	最終とりまとめ	

広島市と海田町の合併に関する想定スケジュール

時 期	内 容
平成14年 (2002年) 7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">任意の合併協議会の設置・運営</div>
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">任意の合併協議会での合意事項確認</div>
平成15年 (2003年) 5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">法定の合併協議会設置議決・設置 (市議会・町議会)</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">合併建設計画作成についての知事協議</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">合併協定書調印・締結</div>
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">合併議決(市議会・町議会)</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県へ合併申請書提出</div>
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">合併議決(県議会)・県知事決定</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">総務大臣へ届出</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">総務大臣告示</div>
平成16年 (2004年) 3月～5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">合併成立</div>

広島市・海田町合併研究協議会予算(案)

議題3

【収入の部】

(単位:円)

科目	項目	予算額	備考
協議会収入	負担金	3,038,000	広島市負担金 2,239,006 海田町負担金 798,994
	補助金	1,000,000	市町村合併推進支援事業補助金
	諸収入	1,000	預金利子
合計		4,039,000	

【支出の部】

(単位:円)

科目	項目	予算額	備考
協議会運営費	報酬	660,000	協議会委員報酬
	旅費	229,000	総務省協議用、協議会出席用
	需用費	1,110,000	複写機借上げ、事務用品、協議会用飲物等
	役務費	40,000	切手等
	委託料	2,000,000	パンフレット作成印刷委託 協議会報告書等作成印刷製本委託
合計		4,039,000	